

性暴力被害にあわれた方を支援する「支援員養成講座」実施要項

「性暴力」は、『魂の殺人』とも言われ、被害にあわれた方の尊厳と人権とを踏みにじる重大な人権侵害でありながらも、一人で悩み、声をあげられない方が多くいます。被害にあわれた方は、できるだけ早く医療的、心理的な支援を受けることが心身の回復にとって重要であり、そのためには被害にあわれた方に寄り添い、適切にサポートできる支援員の存在が不可欠です。

私たちは、不同意性交、不同意わいせつに限らず、身体的接触、セクハラや露出、のぞき、盗撮など自分の意に反して性的な行為を受けられた方が、二次被害を受けることなく安心して心身の回復を図っていただけるよう、被害直後から総合的な支援を提供するため、関係機関・団体のネットワークをつくり支援活動を行っています。

このたび、性暴力被害にあわれた方の心身の回復に向けて寄り添い、相談・支援を行う支援員を養成する「支援員養成講座」を開催することとし、受講者を広く募集します。

多くの皆さまに受講していただけるようご案内します。

1 募集概要

(1) 応募資格

性暴力被害にあわれた方への相談・支援活動に関心のある方（資格は問いません。）

(2) 募集人数

20名程度

(3) 募集期間

令和7年6月9日（月）から6月27日（金）まで

(4) 申込方法

申込書に必要事項をご記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより申込先に送付してください。

※申込書には、氏名、住所、年代及び連絡先（電話、電子メール）を記入してください。

＜申込先＞

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県庁第二庁舎7階 公益社団法人とっとり被害者支援センター内

鳥取県性暴力被害者支援協議会 宛

電 話 : 0857-32-8211

ファクシミリ : 0857-32-8233

電子メール : jimukyoku@sar-tottori.org

2 支援員養成講座の概要

(1) 目的

性暴力被害にあわれた方の心身の回復に向けて、被害者に寄り添い、サポートすることができる支援員を養成するため。

(2) 受講料

無料

(3) 研修内容

※支援員としての活動を希望される方

- ・ 支援員養成講座全10コマ中8コマ以上の受講が必要です。
- ・ 第1日（7月12日）①～③コマ及び第4日（8月23日）は必須講座です。

開催日時・会場	コマ	研修内容
第1日 7/12（土） 13:00～ 17:00 【会場】 新日本海新聞 社中部本社 ホール		・ オリエンテーション ・ 鳥取県性暴力被害者支援協議会、その支援について
	①	・ ジェンダーバイアスと性暴力
	②	・ 子どもへの性暴力被害
	③	・ パートナー間の性暴力被害
第2日 7/26（土） 10:00～ 16:30 【会場】 エキパル倉吉	④	・ 性犯罪被害について
	⑤	・ SNS 利用による性暴力被害
	⑥	・ 性暴力被害者に必要な法的支援
	⑦	・ 性暴力被害者に必要な心理的支援（被害後の反応、性暴力がもたらす心理的影響、回復のプロセス、被害者に対する心のケア、支援員の基本姿勢、セルフケア 等）
第3日 8/2（土） 13:00～ 16:40 【会場】 エキパル倉吉	⑧	・ 被害者の声を聴く「性暴力被害当事者が求める支援とは」
		・ 性暴力被害者に必要な医療的支援 （医療的対応、証拠採取、緊急避妊、性感染症検査 等）
第4日 8/23（土） 10:00～ 16:00 【会場】 エキパル倉吉	⑨	・ 傾聴、電話応対等（傾聴技術、CS・接遇の基礎、電話相談の演習 等）
		・ 事例から学ぶ（ケーススタディ）
第5日 9/6（土） 10:00～ 16:00 【会場】 エキパル倉吉	⑩	・ 電話ロールプレイ
		・ 性暴力被害者支援活動を行って（支援員から活動の様子を聞く）
		・ 事務連絡

※都合により、研修内容等が変更する場合があります。

(4) 提出書類について

- ・ 受講希望者は、養成講座の受講動機等を受講日初日に提出していただきます。
- ・ 各講座を受講された後には、レポートの提出が必要です。

3 スケジュール（予定）

時 期	内 容
令和7年 5月中旬～	支援員募集の周知
〃 6月9日～6月27日	支援員募集の受付
〃 7月12日～9月6日	支援員養成講座の実施
〃 9月20日	支援員の面接
〃 10月11日	新支援員へのオリエンテーション 支援活動カンファレンス
〃 11月～	支援活動の開始

4 支援活動の概要

上記の養成講座終了後、支援員として活動を希望される方には、面接を受けていただくこととして
います。詳細はお問い合わせください。

（1）活動内容

性暴力被害者からの電話・面接相談対応、病院等への付添支援

（2）活動時間

相談窓口の開設時間に合わせて、月1～3回（各2～3時間）程度を予定しています。支援員に
は、交通費程度を支給します。

（3）その他

- ・支援活動の他、2か月に1回程度、事例検討・研修等の実施を予定しています。
- ・支援活動では、基本的なパソコン操作が必要です。

5 相談窓口の概要

（1）活動範囲

鳥取県内

※電話相談等の受付場所は、東部地区(鳥取市内)、中部地区(倉吉市内)及び西部地区(米子市内)。

（2）窓口開設時間

相談日時：午前9時～午後5時 月～金（祝日・年末年始は除く）

（3）体制

各地区の受付場所に専用電話を設置し、ローテーションにより対応します。

※活動月の前月に、支援員の都合に合わせてローテーションを作成します。

（4）実施主体

鳥取県性暴力被害者支援協議会

＜鳥取県における性暴力被害者支援の取組＞

鳥取県では、性暴力被害者が安心して相談できる体制を確立するため、平成２８年１１月「鳥取県性暴力被害者支援協議会」を立ち上げ、被害者を行政と関係機関・団体とが連携して支援する仕組みを構築しました。

私たちは、同意のない、対等でない、強要された性的行為は、すべて人の尊厳と人権とを踏みにじる性暴力であると位置づけ、性暴力被害にあわれた方が二次被害を受けることなく、心身の回復を図られるように、被害直後から総合的な支援を提供することを目指しています。

〔関係機関・団体等〕

（公社）とっとり被害者支援センター、鳥取県医師会、鳥取大学医学部、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所、鳥取県臨床心理士会、鳥取県助産師会、母子生活支援施設、鳥取地方検察庁、鳥取県警察本部、鳥取県

ご不明な点等がありましたら、お問い合わせください。

■お問い合わせ先■

鳥取県性暴力被害者支援協議会

〒６８０－００１１鳥取市東町１丁目２７１番地

鳥取県第２庁舎７階 公益社団法人とっとり被害者支援センター内

電 話 ： ０８５７－３２－８２１１ ファクシミリ ： ０８５７－３２－８２３３

電子メール：jimukyoku@sar-tottori.org